

人こそ宝 未来を拓く教育を

上北教育事務所

所 長 佐 藤 真 理

雄大な山並みが連なる八甲田、碧い水面が広がる十和田湖、四季折々の表情を見せる奥入瀬川、「宝の湖」として人々の生活を支える小川原湖、そして荒波が打ちつける太平洋と穏やかな陸奥湾が織りなす豊かな自然は、私たちの暮らしを支え、心を豊かにします。この恵まれた環境の中で、上北の小中学校は、教育を通して地域社会を担う人財を育成し、地域の発展に貢献してきました。

2025（令和7）年度は、約1万2千人の児童生徒が小学校37校、中学校26校、義務教育学校1校と県立中学校1校の合計65校で学び合います。昨今の教育現場は、少子化による児童生徒数の減少、教職員の不足、そして社会の変化に伴う教育ニーズの多様化など、様々な課題を抱えています。少子化に焦点を当てると、1989（平成元）年には、上北地方には約3万人の児童生徒が在籍し、小中学校合わせて132校を数えていました。これは数字だけみると令和7年度の倍といえます。しかし、翌1990（平成2）年には児童生徒数が3万人を割り、2007（平成19）年には2万人を下回りました。また、社会教育の現場においても、少子高齢化による地域コミュニティの変化が課題になっています。伝統文化の継承や従来型のコミュニティの維持が難しくなり、新たな形の地域活動が求められています。

このような中、青森県行政運営の基本方針「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」では、今のこどもたちが大人になる「2040年のめざす姿」として、「若者が、未来を自由に描き、実現できる社会」を掲げています。これを受けて、青森県教育委員会では令和6年6月に具体的な施策や進捗状況を把握するための「アクションプラン」を作成し、教育の更なる振興に向けて動き出しました。

「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進」も、このアクションプランにおける重要な取り組みの一つです。例えば、地域学校協働活動では、地域住民、企業、NPOなどが学校と連携し、地域住民による読み聞かせ、企業による出前授業、NPOによるキャリア教育支援など、現在でも様々な活動や事業が行われており、こどもたちの学びを支える活動が今後さらに期待されています。これらの活動は、こどもたちにとって豊かな学びの場になるとともに、地域の絆を深める重要な役割を果たします。

上北管内では、学校教育、社会教育ともに、将来の担い手となる人財の育成が課題となっています。学校、家庭、地域が連携・協働し、こどもたちの成長を共に支え、未来を担う人財を育成することで、温かい地域社会を築いていくことがこれからの社会に求められています。そこで、本誌『上北の教育』を学校、社会教育に関わる皆様はもちろん、広く家庭、地域、関係機関の方々にもぜひご一読いただきたいと思います。そのため、「分かりやすい」「伝わりやすい」表現を心掛け、実践的な情報を提供することを目指しました。作成に当たっては、管内における学校訪問や社会教育関係訪問、各アンケート調査などを基に管内の状況を分析した上で、「実践の強調点」の焦点化を図りました。特に、管内指導主事全員協議会では、活発な議論を通じてより良い教育の実現に向けた具体的な方策を検討しました。本誌が皆様の教育活動の一助となれば幸いです。

上北教育事務所では、今後もこどもたちの未来を拓く教育の実現に向けて、また、地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進に向けて、たゆまぬ努力を続けてまいります。引き続き、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

コミュニティ・スクール：学校運営に地域住民や保護者などが参画し、学校と地域が一体となって学校を運営していく学校運営協議会が設置されている学校。略称はCS。

地域学校協働活動：地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体でこどもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

青森県教育委員会

青森県教育施策の方針	3
令和7年度 学校教育指導の方針と重点	4
令和7年度 社会教育行政の方針と重点	6
令和7年度 体育・健康・スポーツ行政の方針と重点	7
令和7年度 文化財保護行政の方針と重点	8

※「子ども」「障害者」の表記は、青森県教育振興基本計画（2024～2028年度）に基づき、「こども」「障がい者」としている。

青森県教育施策の方針

青森県教育委員会は、郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く^{ひら}人づくりを目指します。このため、

夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育
学びを生かし、つながりをつくり出す社会教育
次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用
活力、健康、感動を生み出すスポーツ
を、市町村教育委員会、家庭や地域社会との連携を図りながら推進します。

平成26年1月8日決定

令和7年度 学校教育指導の方針と重点

青森県教育委員会

1 方針

郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く幼児児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育の推進に努める。

2 重点

(1) 授業の充実

一人一人のこどもが、各教科及び総合的な学習の時間等において、確かな学力を身に付けることができるよう、目指す資質・能力を明確にするとともに、言語活動の充実を図りながら、一人一人の能力・適性に応じた指導と学習習慣の育成に努める。

ア 主体的・対話的で深い学びの実現を図る指導計画等の整備

イ 「知識及び技能」の習得と「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養に向けた教材研究の深化

ウ 一人一人の学習の過程や成果の的確な把握と指導の改善につながる評価の工夫

エ 各教科等の特質に応じた体験活動や問題解決的な学習を重視した指導の工夫

オ 学校図書館やICTなどを活用した、こどもの学びを支援する学習環境と学習活動の充実

(2) 道德教育の充実

一人一人のこどもが、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもつことができるよう、教育活動全体を通じて道德性の育成に努める。

ア 道德教育を推進する指導体制と全体計画の整備・充実

イ 道德的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる指導の工夫

ウ 郷土を愛する心を育む指導の充実

エ 道德科における学習状況及び道德性に係る成長の様子の継続的な把握と、評価を生かした指導の工夫

(3) 特別活動の充実

一人一人のこどもが、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく築いていくことができるよう、必要な資質・能力の育成に努める。

ア 自主的、実践的に取り組む学級活動・ホームルーム活動の工夫

イ 自治的な意識を高める児童会活動・生徒会活動の工夫

ウ 児童の個性の伸長を図り、触れ合いを深めるクラブ活動の工夫

エ 集団への所属感や連帯感を深める学校行事の工夫

(4) 体育・健康教育の充実

一人一人のこどもが、生涯にわたって自ら進んで運動に親しみ、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフを送ることができるよう、家庭や地域社会との連携を図りながら、心と体を一体として捉え、健やかな体を育む教育の推進に努める。

ア 運動に親しむ資質や能力の育成及び体力の向上を図る指導の充実

イ 健康に関する知識を身に付け、積極的に健康な生活を実践できる指導の充実

ウ 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができる指導の充実

エ 安全な生活を送る基礎を培い、安全で安心な社会づくりに参加し貢献できる資質・能力の育成

(5) 生徒指導の充実

一人一人のこどもが、個性を発見し、自分のよさや可能性を伸ばすことができるよう、家庭や地域社会及び関係機関等との連携を図りながら、心の結びつきを基調として支える

とともに、問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に努める。

- ア 基本的な生活習慣や自己指導能力を育成する協働的な指導体制の充実
- イ 生徒指導の実践上の視点を生かした学習指導と学年・学級・ホームルーム経営の充実
- ウ 児童生徒理解に基づいた教育相談の充実
- エ 児童生徒が主体となるいじめ防止活動の推進と組織的な対応の徹底

(6) キャリア教育の充実

一人一人のこどもが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立ができるよう、必要な基盤となる資質・能力の育成に努める。

- ア キャリア教育指導体制の整備・充実
- イ 現在及び将来の生き方を考える指導・進路指導の充実
- ウ 児童生徒の発達段階に応じた勤労観・職業観の育成

(7) 特別支援教育の充実

発達障がいを含む障がいのあるこどもなど特別な配慮を必要とするこどもが、障がい等による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するとともに、その持てる力を最大限に発揮して自立や社会参加ができるよう、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援に努める。

- ア 校内支援体制の充実
- イ 個別の教育支援計画の作成と活用による関係機関と連携した支援の充実
- ウ 個別の指導計画の作成と活用による指導の充実
- エ 交流及び共同学習による相互理解の促進

(8) 環境教育の推進

一人一人のこどもが、環境と人間との関わりについて関心と理解を深め、環境に対する豊かな感受性を養うことができるよう、環境保全に主体的に取り組む態度の育成に努める。

- ア 教科等間の関連を踏まえた指導の工夫
- イ 地域の環境の実態に即した指導の工夫
- ウ 環境に関わる体験活動の充実

(9) 国際化に対応する教育の推進

一人一人のこどもが、我が国や諸外国の文化と伝統について関心と理解を深めるとともに、国際社会に貢献できるよう、国際理解教育の推進に努める。

- ア 郷土に対する愛着と誇りを涵養する教育の推進
- イ 外国語教育の充実による、外国語を通じたコミュニケーション能力の育成
- ウ 異なった文化や習慣をもつ人々との交流の推進

(10) 情報化に対応する教育の推進

一人一人のこどもが、情報モラルを含む情報活用能力を身に付けることができるよう、系統的・体系的な情報教育の推進に努める。

- ア 情報教育を推進する指導体制の整備・充実
- イ 学習指導におけるＩＣＴの適切な活用の推進
- ウ 情報通信ネットワーク等を適切に活用した教育の推進
- エ 家庭や地域社会と連携した情報モラルに関する指導の充実

(11) 研修の充実

教員等の資質を高め、教育活動の充実を図るため、計画的・実践的な研修の充実に努める。

- ア 教員等の資質の向上に関する指標を踏まえた研修の推進
- イ 日常的に学び合い、指導力を高め合う校内研修体制の整備・充実
- ウ 教育要領・学習指導要領に基づく実践的研究の充実
- エ 学校の教育課題解決のための実践的研究の充実
- オ 家庭や地域社会と連携し、地域の教育資源を活用した特色ある教育活動の研究・推進

令和7年度 社会教育行政の方針と重点

1 方 針

県民一人ひとりが、ウェルビーイング^{※1}の向上を目指して生きがいのある充実した生活を送るとともに、豊かで住みよい地域社会を形成することができるよう、学びを生かしつながりをつくり出す社会教育の推進に努める。

2 重 点

(1) 学校・家庭・地域の連携・協働による未来を担う人財^{※2}の育成

- ア コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
- イ キャリア教育支援の仕組みづくりの推進
- ウ こどもの読書活動の充実
- エ 家庭教育支援体制の充実
- オ こどもの体験活動の推進

(2) 地域の強みを生かした地域づくりを担う人財の育成

- ア 地域活動の実践者、コーディネーターの養成
- イ 郷土に誇りを持ち、地域の次代を担う若者の育成
- ウ 地域活動に関わる人財のネットワーク形成の支援

(3) 人生100年時代の学び直しや生涯学習の推進

- ア 県民の学び直しやリカレント教育の推進
- イ 県民の生涯学習と学びを通じた社会参加の推進
- ウ 性別・年齢・障がい等の有無に関わらない多様なニーズに応じた生涯学習環境の充実と社会参加活動の促進

(4) 社会教育推進のための基盤整備

- ア 社会教育推進体制の充実
- イ 社会教育施設の機能の充実と活用の促進
- ウ 社会教育関係職員等の養成と資質の向上
- エ 社会教育関係団体等の活動の支援

※1 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの。また、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。

※2 人は青森県にとって「財（たから）」であるという基本的な考え方から、ここでは「人材」を「人財」と表しています。

令和7年度 体育・健康・スポーツ行政の方針と重点

1 方 針

県民一人一人が、生涯にわたり健やかで活力に満ちた生活を送ることができるよう、学校における体育・健康教育の充実、生涯スポーツ及び競技スポーツの推進に努める。

2 重 点

(1) 学校における体育・スポーツの充実

児童生徒が、豊かなスポーツライフの実現を目指し、自ら進んで運動に親しむ資質・能力を身に付け、健康の保持増進と体力の向上を図ることができるよう、学校における体育・スポーツの充実に努める。

ア 教科体育（保健体育）における学習指導の充実

イ 体力の向上を図る指導の充実

ウ 体育（保健体育）担当教員等の研修の充実

エ 運動部活動の充実

(2) 健康教育の充実

児童生徒が、心身ともに健康で安全な生活について理解し実践できるよう、学校、家庭、地域社会の連携を図り、学校保健、学校における食育及び学校安全を総合的に推進し、健康教育の充実に努める。

ア 学校保健の充実

イ 学校における食育の充実

ウ 学校安全の充実

エ 健康教育担当教員等の研修の充実

(3) スポーツの推進

県民が生涯にわたり豊かなスポーツライフを実現できるよう、スポーツに親しむ環境づくりと競技力を向上させる環境づくりの充実に努め、スポーツの推進に努める。

ア 県民のスポーツ参画人口の拡大

イ スポーツを通じた活力ある社会の実現

ウ 本県の競技力向上と次世代アスリートの発掘・育成・強化

(4) 第80回国民スポーツ大会に向けた競技力向上の推進

2026年に本県で開催される第80回国民スポーツ大会での天皇杯・皇后杯の獲得に向けた総合的な競技力向上に努める。

令和7年度 文化財保護行政の方針と重点

1 方針

郷土への愛着と誇りを培い、うるおいと活力のある県民生活を実現するため、次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用に努める。

2 重点

(1) 文化財の保護・保存

かけがえのない文化財を次代に伝えるため、適切に管理し、保護・保存に努める。

ア 文化財を大切にし、守り伝えようとする意識の啓発

イ 文化財の調査や記録作成の実施

ウ 国や県の文化財指定等の推進

エ 文化財の保存・修理等の支援

(2) 文化財の公開・活用

県民が文化財に興味・関心を持ち、親しめるよう、公開・活用と情報発信に努める。

ア デジタル技術の活用等による文化財の公開・活用の促進と情報発信

イ 史跡等の公有化や整備の支援

ウ 世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の価値や魅力の発信、認知度向上及び受入態勢の充実

(3) 伝統芸能・技術の継承

地域で育まれ、保存・伝承されてきた伝統芸能や技術の継承に努める。

ア 伝統芸能・技術の後継者の育成支援と発表機会の充実

イ こどもの伝統芸能伝承活動の推進

(4) 博物館等施設の機能の充実

県民が文化財に触れ、体験・体感できる機会の充実と情報発信に努める。

ア 県立郷土館の資料の収集・保管、展示、調査研究、教育普及活動の充実と情報発信

イ 三内丸山遺跡センターの遺跡に関する調査研究、遺跡及び遺跡の出土品の保存、遺跡に関する資料の展示、教育普及活動の充実と情報発信

ウ 埋蔵文化財調査センターの発掘調査、研究活動、出土品等の保存・活用の充実と情報発信